

# 東大阪市内にてコロナの検査を受けられた方へ

今回の検査でコロナ陽性と言われたら・・・

## 東大阪市にお住まいの方

東大阪市保健所から携帯へショートメールが届きます。  
東大阪市のウェブサイト（右のQRコード）にて  
療養に関する情報をご確認ください。



## コロナ感染後の療養期間について（自宅療養者・宿泊療養者）

0日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	
例) 4 / 1	4 / 2	4 / 3	4 / 4	4 / 5	4 / 6	4 / 7	4 / 8	4 / 9	
【有症状】 発症日	療養期間(7日間)						症状軽快	療養最終日	就業可能 通常生活へ
【無症状】 検体 採取日	療養期間(7日間)						療養最終日	就業可能 通常生活へ	
					5日目に検査キットにて陰性	就業可能 通常生活へ			
				療養期間(5日間)					

★有症状者は発症日から7日間経過後、かつ症状軽快後24時間。

★無症状者は検体採取日から7日間療養してください。検体採取日から5日目に検査キットにて陰性の場合、5日で療養解除となります。ただし、無症状者が症状が出た場合、発症日（症状が出現した日）を0日とし、7日間療養延長をお願いします。

★無症状だったが、後に症状が出現した方は、診断を受けた病院か東大阪市保健所へ必ずご相談ください。

★有症状者は10日間、無症状者は7日間を経過するまでは、感染リスクは残っているので、健康観察や高齢者等ハイリスク者との接触等は避けていただき、感染予防行動をとってください。

★無症状者と有症状者で症状が軽快して24時間経過した方は、療養期間中でも公共交通機関を使わず、マスク着用など感染予防行動を徹底した上で、食料品等の買い出しなど必要最小限の短時間の外出は構いません。

## 療養中に症状が悪化した場合の相談先（全日24時間対応）

大阪府自宅待機SOS ☎ 0570-055-221

東大阪市新型コロナ受診相談センター ☎ 072-963-9393